

浜松市農業委員会農地銀行運営要領

(目的)

第1条 この運営要領は、育成すべき農業経営への加速的な農用地の利用の集積を促進するため、農業経営基盤強化促進事業を中心とする各種農地流動化施策を一体的かつ効果的に推進するため、農地流動化地域総合推進事業実施要綱(平成12年4月1日付け12構改B第193号農林水産事務次官依命通知)第3に基づき、浜松市農業委員会(以下「農業委員会」という。)農地銀行(以下「農地銀行」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 農地銀行の銀行員は、農業振興地域内の農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)、浜松市農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)、農業調査員、農業協同組合の支店長及び営農センター長を以てこれに充てる。

2 農地銀行に本店及び支店を設置し、本店は農業委員会に置き、支店は農業調査会に置く。

(役員)

第3条 農地銀行に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 支店長 21人

2 会長、副会長及び支店長は、農業委員会会長、農業委員会副会長及び農業調査会長を以てこれに充てる。

(事業の地域)

第4条 農地銀行は原則として、農業振興地域内にある農用地をその事業の地域とする。

(業務)

第5条 農地銀行は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 次に掲げる情報を把握するため調査活動を行う。
 - ア 農地流動化に関する農業者の意向
 - イ 農地流動化実績
 - ウ その他農地流動化に関する情報
- (2) 次の事項について分析等を行う。
 - ア 今後流動化が予想される農用地の状況
 - イ 年度目標及び事業ごとの農地流動化目標の達成状況
 - ウ 農地流動化関連事業をより効果的に実施するための事業間の連携方法
 - エ その他、年度目標設定活動及び事業総合調整活動の実施にあたって必要な事項

(会議)

第6条 会議は本店会議及び支店会議とし、それぞれ会長及び支店長が必要に応じて召集する。

(事務局)

第7条 農地銀行の本店に事務局を置き、職員は農業委員会事務局職員をもってこれに充てる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。